

浜岡原子力発電所 2、5号機 取水塔 航路標識灯の消灯について(続報)

2019年10月17日

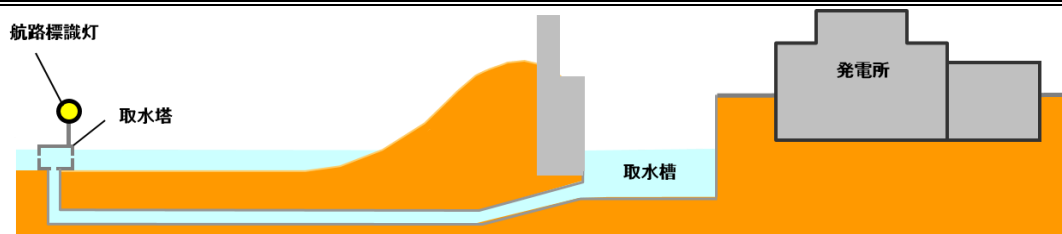
【今回お知らせする内容】

点検結果	<p>点検の結果、2号機 取水塔(注1)および5号機 取水塔に設置している航路標識灯(注2)の管制器(点灯部)が破損していることを確認しました。</p> <p>このため、10月16日に5号機の管制器の取替をおこないました。その後、管制器が点灯し良好な状態に復旧したことを当社社員が確認しました。また、5号機の航路標識灯の点灯(復旧)について、海上保安庁 清水海上保安部へ連絡しました。</p> <p>2号機の管制器については、今後準備が整い次第、取替をおこないます。</p>
------	---

【これまでにお知らせした内容】

2019年10月15日お知らせ

発生号機	2号機 取水塔および5号機 取水塔
発生日月	2019年10月12日、10月13日
状況	<p>2019年10月12日18時30分頃、2号機 取水塔および5号機 取水塔に設置している航路標識灯について、夜間点滅すべきところ、点灯状態の異常(2号機 取水塔は消灯、5号機 取水塔は光度低下)を当社社員が確認しました。</p> <p>このため、同日(10月12日)19時12分に、所轄官庁である海上保安庁 清水海上保安部へ本事象の連絡をおこないました。</p> <p>さらに、10月13日18時40分頃、前日光度低下が確認された5号機の航路標識灯が消灯していることを当社社員が確認したため、同日(10月13日)19時17分に、海上保安庁 清水海上保安部へ連絡をおこないました。</p> <p>今後、当該航路標識灯の点検をおこないます。</p> <p>本事象は、放射性物質の放出にかかわる事象ではありません。</p>
お知らせ基準	運転情報「表 2-16 航路標識灯、航空障害灯、原子力施設用灯火に不点等の異常があったとき」に該当します。



注1 取水塔は、蒸気タービン復水器冷却用水(海水)の取水のため、敷地前面の海岸沖に設置しています。

注2 航路標識灯は、航路標識法に基づき、船舶交通の安全確保の観点から、事業者が設置・管理しています。照度を感知し、夜間は点滅、昼間は消灯しています。

以上